

## 第8期 雲南市農業委員会第11回総会議事録

1. 日 時 令和6年5月24日（金） 13:30～14:27

2. 場 所 市役所3階、301会議室

3. 出席委員（17名）

4. 欠席委員（2名）

5. 事務局又は説明者

### 6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 議案の上程

- ・議第77号 雲南市カントリーエレベーター運営委員会委員の選出について
- ・議第78号 農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認について
- ・議第79号 農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認について
- ・議第80号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議第81号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・議第82号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議第83号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

7. 傍 聴 1名

## 8. 議 事

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>時間が参りましたので、委員の皆様はご起立ください。</p>
議 長	<p>一同ご礼。ご着席ください。ここから先は、会長には総会の議長をお願いいたします。ただ今の出席委員は、17名であります。定足数に達しておりますので、雲南市農業委員会第11回総会を開会いたします。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。</p>
議 長	<p>日程第1、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第13条の規定により3番委員、4番委員を指名いたします。</p>
議 長 事務局	<p>日程第2、諸報告を行います。事務局より説明を求めます。</p> <p>【諸届及び会務等について事務局より報告並びに説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会長専決処分の報告について（第10回総会議案）</li> <li>・農地法第5条第1項の規定による届出の受理について</li> <li>・田畑転換届の受理について</li> <li>・農地法第3条の3の規定による届出書の受理について</li> <li>・会議等の報告事項</li> <li>・会議等の予定</li> </ul>
議 長	<p>諸報告の説明が終わりました。諸報告について質問等がありましたら、挙手の上で発言をお願いします。なお、発言をされる委員は、議席番号を告げられてから発言をお願いいたします。質問はございませんか。</p> <p>（無しの声あり）</p>
議 長	<p>無いようですので、以上で諸報告を終わります。</p>
議 長	<p>日程第3、議案の上程を行います。</p> <p>それでは最初に、議第77号雲南市カントリーエレベーター運営委員会委員の選出について、を議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の7ページをご覧ください。議第77号雲南市カントリーエレベーター運営委員会委員の選出について、でございます。別紙1としてお配りしております第8期雲南市農業委員会組織体制・外郭団体现委員等名簿も合わせてご覧ください。</p> <p>現在、雲南市カントリーエレベーター運営委員会委員には、大東町、加茂町、木次町、三刀屋町の4町からお出かけいただいております、任期は令和6年6月13日までとなっております。事務局でありますJAしまね雲南地区本部からの委員選出依頼書では、委員の任期は令和6年6月14日から令和7年6月13日までの1年間となっております。</p> <p>現在の委員を申し上げます。大東町 三島輝昭委員、加茂町 高橋一裕委員、木次町 板持斉委員、三刀屋町 佐藤博子委員にお出かけいただいております。</p> <p>以上、ご審議の程よろしくをお願いいたします。</p>
議 長 1 番	<p>ここで、先般の運営委員会でのこの案件に関しましてご協議をいただいておりますので、運営委員会委員長よりご報告をお願いします。</p> <p>はい。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長 1 番	<p>はい、どうぞ。</p> <p>1 番です。議第 7 7 号は、人事案件でございます。5 月 1 6 日に開催された運営委員会で協議をいたしましたのでご報告いたします。これまでも委員の任期期間中は特別の理由がない限りは、引き続きお願いする形を取っているところであります。先程、事務局から説明がありました現在の委員の皆様には、引き続きお務めいただければと思いますので、よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局並びに委員長から説明、提案がありました。質疑はございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。これは人事案件でございますので討論を省略いたします。お諮りいたします。議第 7 7 号 雲南市カントリーエレベーター運営委員会委員の選出については、現在の委員であります、大東町 三島輝昭委員、加茂町 高橋一裕委員、木次町 板持齊委員、三刀屋町 佐藤博子委員を留任として選出したいと考えます。提案のとおり留任とし、選出することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第 7 7 号 雲南市カントリーエレベーター運営委員会委員の選出については、提案のとおり留任とし、選出することに決定をいたしました。</p>
議 長	<p>次に、議第 7 8 号農地法第 2 条の規定による非農地証明申請に対する承認について、を議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書 8 ページ、議第 7 8 号農地法第 2 条の規定による非農地証明申請に対する承認について、を説明します。9 ページをご覧ください。図面については最初のページから掲載しています。</p> <p>申請番号 1 番、〇〇町〇〇の 1 筆、地目は議案書のとおりで面積は畑 6 1 8 m<sup>2</sup>です。権利の種別は非農地証明で、所有者は議案書のとおりです。非農地の事由は、申請地は平成 1 5 年に母親が病気を以て以降耕作を行っていなかったことから原野化してしまったということです。令和 6 年 5 月 9 日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>非農地証明の対象となる農地についてですが、今回のこの土地は、耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄し、農地への復旧が困難な土地であるため非農地証明して問題ないと考えます。</p> <p>以上、報告いたしますので、ご審議の程をよろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。 (補足説明なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、議第 7 8 号についての説明を終わります。次に、質疑はございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第 7 8 号農地法第 2 条の規定による非農地証明申請に対する承認については、申請のとおり承認することにご異議ございませんか。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>(異義無しの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。よって、議第78号 農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認については、申請のとおり承認することに決定をいたしました。</p>
議 長	<p>次に、議第79号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認について、を議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書10ページ、議第79号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認について、を説明します。11ページをご覧ください。図面については別添5ページから掲載していますが、今回10ページに空欄があります。この写真はドローン写真と記載しておりますが、別添としてドローン撮影した写真を付けておりますので、併せてご確認をお願いします。</p> <p>番号1番から5番、〇〇町〇〇、地目は田2筆、畑3筆の合計5筆で、関係者は1名、合計面積は3,368㎡です。令和6年4月30日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>番号6番、〇〇町〇〇で、地目は田1筆で、関係者は1名、合計面積は250㎡です。令和6年4月30日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>番号7番から10番、〇〇町〇〇、地目は田2筆、畑2筆の合計4筆で、関係者は1名、合計面積は4,970㎡です。令和6年5月1日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>番号11番から12番、〇〇町〇〇、地目は畑2筆で、関係者は1名、合計面積は633㎡です。令和6年5月1日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>番号13番から25番、〇〇町〇〇、地目は田5筆、畑8筆の合計13筆で、関係者は1名、合計面積は10,838㎡です。令和6年4月26日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>今回の合計面積は田11,189㎡、畑8,870㎡、合計20,059㎡。非農地判断の対象となる農地についてですが、今回のこの土地は、耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄し、農地への復旧が困難な土地であるため、非農地として判断して問題ないと考えます。</p>
議 長	<p>以上、説明といたしますので、ご審議の程をよろしくお願いします。</p> <p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があればお願いします。(補足説明なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、議第79号についての説明を終わります。次に、質疑はございますか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第79号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認については、承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(異義無しの声あり)</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第79号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認については、承認することに決定をいたしました。</p>
議 長	<p>次に、議第80号農地法第3条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書14ページ、議第80号農地法第3条の規定による許可申請について説明します。今月は6件の申請が出ております。議案書15ページをご覧ください。図面資料は13ページからです。</p> <p>申請番号1番と2番ですが、土地の交換による移転ですのでまとめてご説明いたします。農地の所在は〇〇町〇〇で1筆ずつの交換です。地目、筆ごとの面積は議案書のとおりで、申請面積は1,326㎡と1,152㎡です。権利の種別は交換移転で、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。所有権移転の申請事由は、ともに耕作しやすくするため土地を交換する。ということです。図面資料の15ページをご覧ください。現在登記上ではAさんの農地がBさんの農地に挟まれているため、他の方の所有農地を通らなければAさんの農地にたどり着けないようになっています。このままでは不便であるため、今回土地を交換し耕作しやすいようにしたいとのことです。実際は既に交換して耕作しており、この度正式に所有権を移転するため申請をされました。一方の方が高齢ですが息子さんが主に農作業をされていますので問題ありません。確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>申請番号3番、〇〇町〇〇の2筆です。地目、筆ごとの面積は議案書のとおりで、申請面積は889㎡です。権利の種別は無償移転で、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。譲り渡しの申請事由は、遠方に居住しており耕作が困難である。譲り受けの申請事由は、申請地を譲り受け耕作を行う。ということです。申請地は譲受人の自宅付近にある農地で、以前から譲渡人に代わって耕作をしています。この度、贈与の申出があったため譲り受けることになった。とのことです。確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>申請番号4番、〇〇町〇〇の1筆です。地目、筆ごとの面積は議案書のとおりで、申請面積は96㎡です。権利の種別は有償移転で、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。譲り渡しの申請事由は、遠方に居住しており耕作が困難である。譲り受けの申請事由は、空き家とともに申請地を譲り受け耕作を行う。ということです。空き家に隣接する畑を取得し家庭菜園として利用されます。隣接する土地は全て非農地のため他の農地への影響はありません。土地代、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>申請番号5番、〇〇町〇〇の14筆です。地目、筆ごとの面積は議案書のとおりで、申請面積は10,033.59㎡です。権利の種別は有償移転で、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。譲り渡しの申請事由は、遠方に居住しており耕作が困難である。譲り受けの申請事由は、申請地を譲り受け耕作を行う。ということです。申請人らは親戚関係であり、市内に住む譲受人が以前から管理をしていました。取得面積が大きいです。田の機械作業等は地元の営農組織に依頼し、畑は自身で耕作、草刈り管理をしていくとのことです。土地代、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>申請番号6番、〇〇町〇〇の2筆です。地目、筆ごとの面積は議案書のとおりで、申請面積は264㎡です。権利の種別は有償移転で、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。譲り渡しの申請事由は、遠方に居住しており耕作が困難である。譲り受けの申請事由は、</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>空き家とともに申請地を譲り受け耕作を行う。ということです。空き家に隣接する農地を取得し、無農薬で季節野菜を栽培したいとのこと。機械は耕運機を購入されます。土地代、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>以上について、周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、譲受人の経営農地は全て耕作されており、機械の保有、農作業の従事状況等からみて全ての農地について効率的に利用できるものと見込まれます。従って、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上について、ご審議よろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。ございませんか。</p> <p>(補足説明なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、議第80号についての説明を終わります。次に、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第80号 農地法第3条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第80号農地法第3条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定をいたしました。</p>
議 長	<p>次に、議第81号農地法第4条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書18ページ、議第81号 農地法第4条の規定による許可申請について説明します。</p> <p>今月は3件の申請が出ております。議案書19ページをご覧ください。図面については30ページからです。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇の1筆です。地目は議案書のとおりで申請面積は215㎡です。申請人は議案書のとおりで、転用目的及び転用理由は、申請地を駐車場として利用したい。とのこと。農用地区域外で確認委員は議案書のとおりです。農地区分は農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。許可条項は、農地法第4条第6項第2号に規定する申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより、転用目的を達成することができる場合に該当しないため、代替性なしであると考えます。</p> <p>申請番号2番、〇〇町〇〇の1筆です。こちら3条申請もありましたが、地目は議案書のとおりで申請面積は145㎡です。申請人は議案書のとおりで、転用目的及び転用理由は、自宅増築のため離れと車庫を立て替えたい。とのこと。始末書が提出されており、違法転用の認識のないまま、昭和50年に離れを増築し、また、平成5年頃に農機具小屋を車庫に建て替えてしまった。とのこと。農用地区域外で確認委員は議案書のとおり</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>です。農地区分及び許可条項は申請番号1番と同じです。</p> <p>申請番号3番、〇〇町〇〇の1筆です。地目は議案書のとおりで申請面積は319㎡です。申請人は議案書のとおりで、転用目的及び転用理由は、申請地近くの事業所への貸駐車場として利用したい。とのことです。始末書が提出されており、申請地内の墓地への進入路として舗装してしまいました。本来ですと、この部分についても転用の手続きが必要でした。とのことです。農用地区域外で確認委員は議案書のとおりです。農地区分は、都市計画区域内の近隣商業地域に指定されており、都市計画法第9条に規定する用途地域に定められていることから、第3種農地と判断いたしました。第3種農地は、原則転用可能となります。なお、事務処理要領により転用目的が貸駐車場の場合、駐車場の利用者名簿を提出していただくことになっておりまして、8割以上の予定者があることを確認しております。</p> <p>以上、ご報告いたしますので、ご審議の程をよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p>
10番 議 長	<p>はい。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
10番	<p>10番です。申請番号2番について聞き取りを行いましたので報告いたします。図面の36ページを見てもらうと、この四角の部分が今回の転用部分になります。申請することになった経緯ですが、先ほどの3条許可申請の申請番号3番の手続きを行う中で指摘があり申請することになった。転用目的は車庫及び離れ。いつ頃から使用していたのかということですが、昭和50年頃に離れ、平成5年に車庫を建築したということでした。元々はかなり以前からお父さんが農作業小屋として使用しておられ、その後家族が増えたため離れを、農作業小屋が古くなったため車庫として建て替えたということです。農作業小屋を建てた際に、転用手続きが終わっていると思い込み確認しないまま建築し、長い間無断で使用していたこと大変申し訳なく深く反省しております。ということで始末書が提出されています。以上ご審議よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>他に補足説明ありませんか。</p>
13番	<p>はい。</p>
議 長	<p>はい、どうぞ。</p>
13番	<p>13番です。申請番号3番についてご報告させていただきます。こちら始末書案件でありまして、聞き取りを行っております。図面38ページ、39ページを見ていただきますと、〇〇-▲▲が申請地になりますが、このうち〇〇-■■というのが平成16年頃に分筆され、墓地として転用申請されています。図面39ページのとおり道路側から墓地に対して進入路を作っておられまして、この墓地の進入路だけが転用の申請をされていなかったということで、今回全体の〇〇-▲▲番地を貸駐車場にされるということになり、それに併せて遅くなりましたけれども、今回手続きをしたいということです。駐車場を借りられるのが道路の反対側に事業所があり、こちらの関係の方々に駐車場として貸し出すということです。こちらについては、始末書も提出されております。ご審議よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>他に補足説明はありませんか。無いようですので、議第81号についての説明を終わり</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>ます。次に、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第81号農地法第4条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第81号農地法第4条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定をいたしました。</p>
議 長	<p>次に、議第82号農地法第5条の規定による許可申請について、を議題とします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書20ページ、議第82号農地法第5条の規定による許可申請について説明します。今月は3件の申請が出ております。議案書21ページをご覧ください。図面については40ページからです。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇の1筆で、申請面積は899㎡、地目は議案書のとおりです。権利の種別は所有権移転で、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。転用目的及び理由ですが、申請地を譲り受け住宅及びカーポートを建築したい。とのこと。農用地区域外で、土地代、確認委員は議案書のとおりです。農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。許可条項は、農地法第5条第2項第2号に規定する申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより、転用目的を達成することができる場合に該当しないため、代替性なしであると考えます。</p> <p>申請番号2番、〇〇町〇〇の2筆で、申請面積は93㎡、地目は議案書のとおりです。権利の種別は所有権移転で、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。転用目的及び理由ですが、申請地を譲り受け駐車場及び庭として利用したい。とのこと。始末書が提出されており、農地でないと認識で平成30年から駐車場として利用してしまったとのこと。農用地区域外で、土地代、確認委員は議案書のとおりです。農地区分及び許可条項は申請番号1番と同じです。</p> <p>申請番号3番、〇〇町〇〇の1筆で、申請面積は645㎡、地目は議案書のとおりです。権利の種別は使用貸借で、貸付人、借受人は議案書のとおりです。申請人は議案書のとおりで、転用目的は駐車場、資材置場です。転用理由ですが申請地を貸借し、道路改良工事に伴う駐車場、資材置場として利用し、工事完了後には農地として復旧する。とのこと。こちら工期は令和6年11月5日までとなっています。土地代、確認委員は議案書のとおりです。なお、農用地区域内のため、農地区分は農用地区域内の農地となり、許可後3年間以内の一時転用として許可するものです。許可条項は、農地法施行令第4条第1項第1号に規定する、申請に係る農地を仮設工作物3年以内の一時的な利用に供するために行うものに該当し、事業期間完了後、引き続き耕作に供されるものと考えます。</p> <p>以上、説明といたしますので、ご審議の程をよろしくお願いします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願い</p>

発信者	議 事 録 要 旨
18番 議長	<p>いします。</p> <p>はい。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
18番	<p>18番です。申請番号2番について始末書が出ておりますので、読み上げさせていただきます。平成17年に元の登記名義人が逝去され空き家になっていた建物を利用して家内で雑貨の販売や軽喫茶を営み地域おこしとしてがんばったという趣旨で、私が相続人の方に相談し平成30年から開始した。申請地は空地であったためお客用の駐車場として利用していた。また、道路との間が水浸しになるため、砂利を撒いて利用して今日に至っている。取得する話になって、農地であることが判明して5条の手続きを依頼した次第です。いろいろ事情があるとはいえ、事前に許可を得て行うのが当然であり、農地法に違反し転用したことは誠に申し訳なく、深く反省を致しております。今後は、農地法を遵守することをお誓い致します。譲受人からの顛末書でございます。聞き取り調査も行いましたが、先ほどと内容は同じでございます。申請することになった経過については、建物、土地を取得することとなって調査したところ、駐車場あるいは庭として予定した土地が農地であったということからです。いつから使用していたかですが、平成30年から空き家となっていた建物、土地を軽喫茶、雑貨を販売する店の駐車場と庭として利用していた。転用面積はそんなに大きくありませんで、周囲も両隣とも民家が建っており、申請地の隣は一応畑とはなっておりますが、宅地化といえますか庭になっている感じです。〇〇-▲も隣はもう隣の家が建っている状況で、庭や駐車場にして悪影響はないと思います。その場所に選定された地域の特性ですけれども、近くには駐車場として利用できる場所がありませんので、申請地は駐車場として利用するには一番いいということですので、ご審議をよろしくお願いします。</p>
議長	<p>他に補足説明はありませんか。無いようですので、議第82号についての説明を終わります。次に、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議長	<p>質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第82号農地法第5条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議無しの声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、議第82号農地法第5条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定をいたしました。</p>
議長	<p>次に、議第83号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、を議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書22ページ、議第83号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、をご説明いたします。</p> <p>議案書23ページをご覧ください。今回は設定件数5件。内訳は〇〇町2件、〇〇町2件、〇〇町1件です。また、借り受け戸数は4戸となっております。</p> <p>この全ての計画は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である全ての農用</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>地を効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであることの要件を満たしていると考えます。なお、今回は農地中間管理機構によります一括転貸はございません。</p>
議 長	<p>以上について、ご審議の程をよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明しましたが、恒例により各町でご協議いただくこととします。あの時計で14時20分まで、暫時休憩としますので、ご協議をお願いします。</p> <p>・・・・・・(休憩)・・・・・・</p>
議 長	<p>会議を再開します。先ほど、休憩中にご協議いただいた結果を、各町より発表していただきます。初めに〇〇町からお願いします。</p>
1 番	<p>はい。</p>
議 長	<p>はい、どうぞ。</p>
1 番	<p>1番です。〇〇町の案件2件ですがいずれも新規でございますが、1番の方は20歳、2番の方は35歳と非常に若手の農業者でございます。妥当と判断しますのでよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございます。次に、〇〇町お願いします。</p>
6 番	<p>はい。</p>
議 長	<p>はい、どうぞ。</p>
6 番	<p>6番です。申請番号3番と4番の2件でございますけれども、先ずは3番についてです。それぞれ土地の持ち主さんと借り受ける方は同じ集落の方でございます。また、土地の持ち主さんは若いですが仕事が多忙の方でございます。なかなか出来ないということから近所の借受人が耕作されるということです。4番についても同じ集落内の方同士でございます。土地の持ち主は高齢であり、腰の方も患っておられて耕作が困難な状態であり、この借受人の方が耕作をされるということです。借受人の方の土地はありませんが、これまで実家の方の水稻を何十年もやっておられる方です。今回このことにより農機具も一切持って帰って、頑張っておられます。元々、土地が荒れてはいけなから自分でやるということが発端でありますので、問題なしとしました。</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございます。次に、〇〇町お願いします。</p>
1 7 番	<p>はい。</p>
議 長	<p>はい、どうぞ。</p>
1 7 番	<p>17番です。5番の案件でございますけれども、再設定であり今までも作っておられたということで問題ないと考えております。ご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>ただ今各町から発表のとおり、許可妥当ということですが、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第83号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認については申請のとおり全て妥当として市長へ報告することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第83号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長 事務局	<p>集積計画の承認については申請のとおり全て妥当として市長へ報告することに決定をいたしました。</p> <p>以上で、本日の議事日程は全て終了しました。閉会といたします。</p> <p>皆様ご起立ください。一同ご礼。ご着席ください。</p> <p style="text-align: right;">( 1 4 : 2 7 終了)</p>

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和      年      月      日

議 長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_